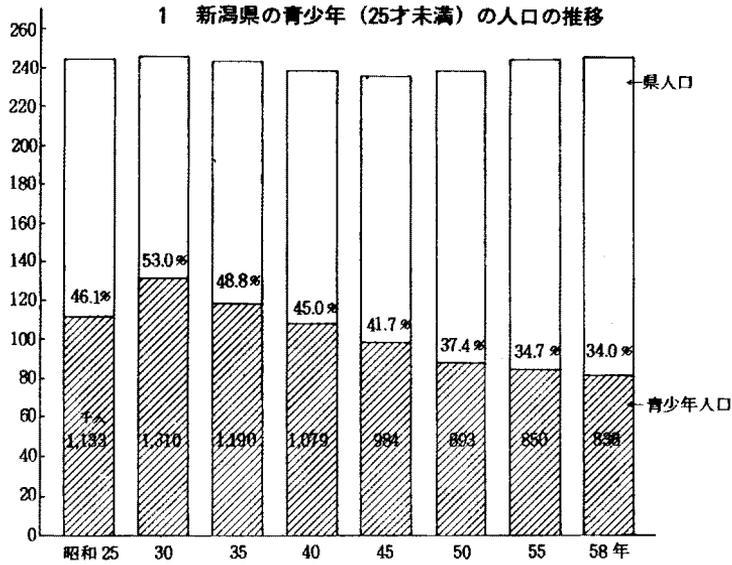


# 資料

## 新潟県の暴力・非行・問題行動

### I 子どもと家庭

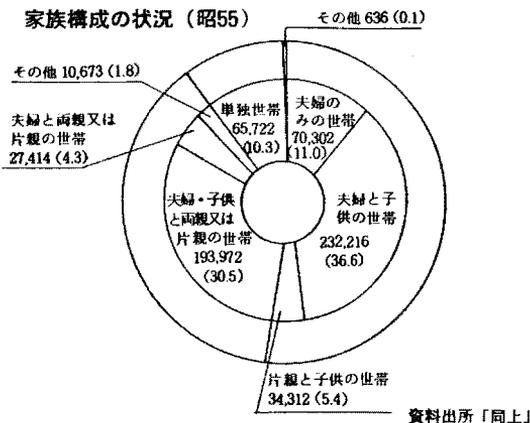
1 新潟県の青少年（25才未満）の人口の推移



資料出所「昭和57年度県青少年総合対策本部『にいがたの青少年』」

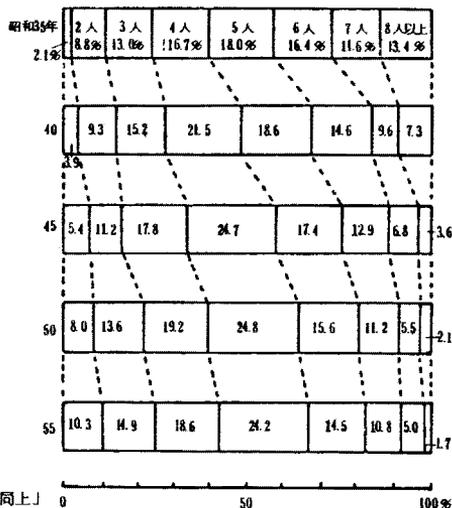
### 2 新潟県の家族構成

1 家族構成の状況（昭55）



資料出所「同上」

2 家族構成の推移



5人以上世帯が、減少しつづける反面、4人以下世帯が、昭和55年には68.0%に増しており、核家族化の傾向を一段と強めている。

また、女性の職場進出に伴ない、既婚者が全体の73.9%に達している。

資料出所「同上」

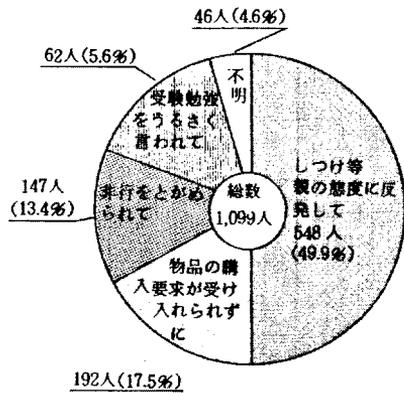
### 3 新潟県の家庭内暴力

#### 「しつけ等親の態度に反発」が5割

昭和57年中に少年相談や少年の補導活動等を通じて警察が把握した全国の家庭内暴力は1,099件（本県は29件）で、前年より95%（8.0%）減少している。学職別にみると、中学生が42.9%と全体の約4割強を占め、次いで無職少年（23.8%）、高校生（22.7%）の順になっており、中学生の比率が徐々に高まっているのが注目される。

暴力の対象となるのは、母親が62.0%と圧倒的に多く、次いで父親（13.8%）、物（13.1%）等の順になっており、弱くていじめがいのある母親に対する暴力がめだっている。

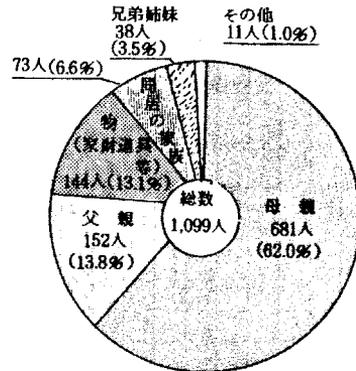
また、原因・動機別では、「しつけ等親の態度に反発」したものが49.9%と最も多く、次いで「物品の購入要求が受け入れられず」（17.5%）、「非行をとがめられて」（13.4%）の順で、衝動的で耐性に乏しき青少年の姿が反映しているといえる。



資料出所「昭和57年度県青少年総合対策部「にいがたの青少年」」

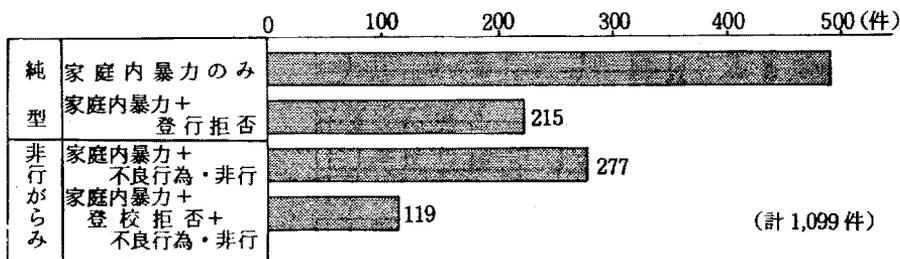
家庭内暴力の学職別状況（全国）

学識別 区分	計	学 生 ・ 生 徒				有 職 少 年	無 職 少 年
		小学生	中学生	高校生	その他		
昭 和 56	1,194	38	476	290	41	81	268
構成比	100.0	3.2	39.9	24.3	3.4	6.8	22.4
昭 和 57	1,099	24	472	249	30	62	262
構成比	100.0	2.2	42.9	22.7	2.8	5.6	23.8
増 減 数	▲ 95	▲ 14	▲ 4	▲ 41	▲ 11	▲ 19	▲ 6
増減率	▲ 8.0	▲ 36.8	▲ 0.8	▲ 14.1	▲ 26.8	▲ 23.5	▲ 2.2



資料出所「同上」

家庭内暴力（全国）



資料出所「警察所」

## II 新潟県の子どもと学校

### 1 学校は楽しい所か

中学校長欠者の6割が「学校嫌い」長期欠席者（1年間に50日以上欠席した者）の推移をみると、小学根は総数で次第に減少しているが、中学校では40年代後半より増加傾向を示している。

内容的には長欠者の大半を占めていた「病気」による児童・生徒が数・率ともに減少しているのに反し、「学校ざらい」が急激に増加しており、昭和56年度には小学校で26.1%（1,000人比0.3人）、中学校では60.1%（1,000人比2人）に達している。

### 2 増える中途退学者

高校中途退学者の推移

区分	年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度
在籍生徒数		83,422	83,382	82,921	83,703	83,111
中途退学者数		613	796	837	943	1,084
中退率(%)		0.73	0.95	1.01	1.13	1.30
女子(再掲)	中途退学者数	156	219	227	278	311
	全体に占める割合%	25.4	27.5	27.1	29.5	28.7

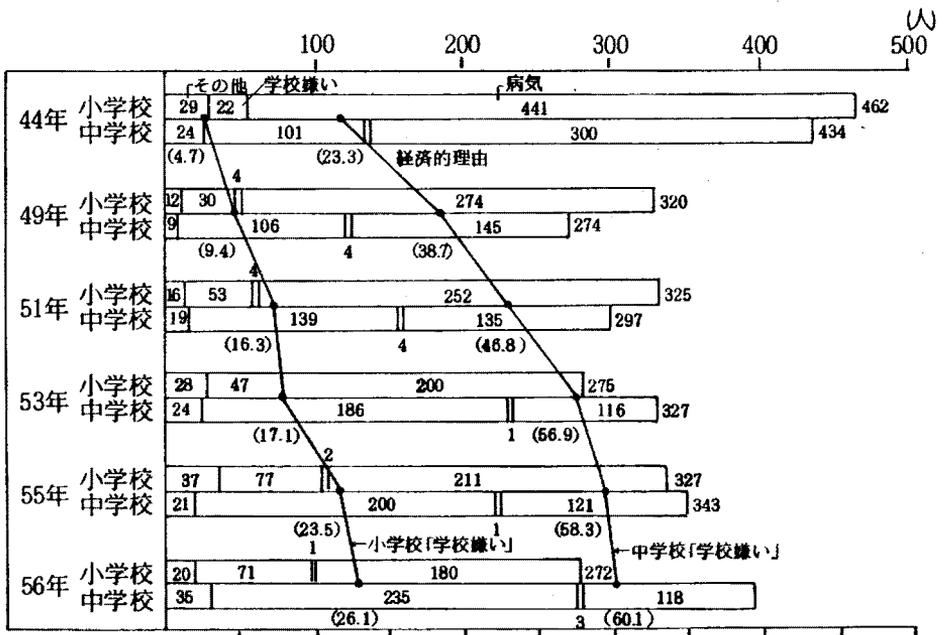
学年別中途退学者の状況（昭和56年度）

区分	学年	1年	2年	3年	計
中途退学者数		527(116)	413(146)	144(49)	1,084(311)
全体に占める割合(%)		48.6	38.1	13.3	100.0

注：（ ）内は女子の内数である。

資料出所「昭和57年度県青少年総合体策本部『にいがたの青少年』」

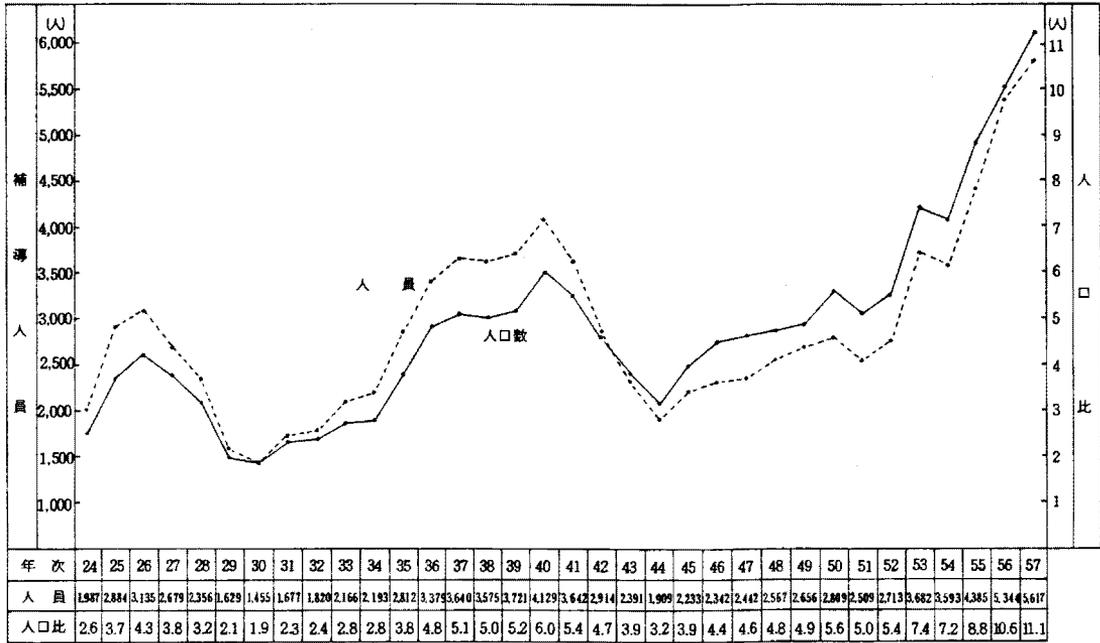
### 3 児童・生徒の長欠事由



資料出所「昭和57年度新潟県「学校基本調査」」

### Ⅲ 戦後第3のピーク —少年非行をどうみるのか—

#### 1 主要刑法犯少年の人口比、人員の推移 (新潟県)



注 主要刑法犯……刑法のうち凶悪犯、粗暴犯、窃盗、知能犯及び風俗犯。  
人口比……6～19歳の人口1,000人当たりの補導人員。

資料出所「県警察本部少年課」

#### 2 戦後第3のピークは軽微犯罪の増加がもたらしたもの

##### 刑法犯少年包括罪種別構成比の推移 (昭和48～57年) (新潟県)

少年非行が「戦後第3のピークにある」といわれ、また、その凶悪化、粗暴化が指摘されているが、第3のピークは、「万引」「窃盗」によるところが大きいのである。

現行少年法のもとで家庭裁判所の処偶決定は次の五つに分けられる。

- ① 検察官送致
- ② 保護処分
- ③ 知事または児童相談所長への送致
- ④ 不処分(保護処分しない)
- ⑤ 審判不開始(軽微な非行で、少年に精神的傷を残さないようにする教育的配慮)

全国で1981年度は、不処分と審判開始の合計は全体の91%であり、その他の①から③までの合計は1万4千人でここ10年間横ばいである。

「戦後最大の非行」という言葉にふりまわされ、「非行」を犯罪としてとらえ、「治安」問題とみる傾向は、今、小学校、中学校、高校の名簿提供の問題や少年法改正の動向の中で、憂慮すべき事態である。

年次	総数	罪種別				
		窃盗のうち万引き	窃	盗	凶悪犯	粗暴犯
48	2,766	769人 (27.8%)	2,073人 (74.9%)	40人 (1.5%)	389人 (14.1%)	264人 (9.5%)
49	2,778	1,033人 (37.2%)	2,186人 (78.7%)	37人 (1.3%)	337人 (12.1%)	218人 (7.8%)
50	2,955	1,106人 (37.4%)	2,308人 (78.1%)	58人 (2.0%)	350人 (11.8%)	299人 (8.1%)
51	2,671	1,074人 (40.2%)	2,129人 (79.7%)	47人 (1.8%)	284人 (10.6%)	211人 (7.9%)
52	2,850	1,191人 (41.8%)	2,352人 (82.5%)	36人 (1.3%)	360人 (12.6%)	212人 (7.4%)
53	3,903	1,748人 (44.8%)	3,177人 (81.4%)	36人 (0.9%)	307人 (7.9%)	383人 (9.8%)
54	3,770	1,768人 (46.8%)	3,600人 (82.4%)	39人 (1.0%)	326人 (7.2%)	298人 (7.9%)
55	4,548	2,150人 (47.3%)	3,660人 (80.5%)	53人 (1.2%)	507人 (11.1%)	328人 (7.2%)
56	5,483	2,615人 (47.7%)	4,396人 (80.2%)	85人 (1.6%)	688人 (12.5%)	314人 (5.7%)
57	5,820	2,550人 (43.8%)	4,597人 (79.0%)	58人 (0.9%)	730人 (12.5%)	440人 (7.6%)

資料出所「県警察本部少年課」

刑法犯少年の約80%が窃盗である。いわゆる軽微な「初発型非行」が中心となっている。

### 3 新潟県の83年度上半期（1月～6月）の補導少年者数

#### ① 刑法犯補導少年数 補導伸率全国の4倍

		昭57		増減数	増減率
		(1-6)	構成比		
新潟県	小学生	192人	174人 6.0%	- 18人	- 9.4%
	中学生	1,180人	1,531人 53.0%	+ 351人	+ 29.7%
	高校生	726人	763人 26.4%	+ 37人	+ 5.1%
	その他	446人	420人 14.5%	- 26人	- 5.8%
	計	2,544人	2,888人 100%	+ 344人	+ 13.5%
全国		119,298人	123,256人	+ 3958人	+ 3.3%

#### ② 特別法犯補導少年数

		昭57		増減数	増減率
		(1-6)	構成比		
新潟県	小学生	3人	0人 0%	- 3人	- 100%
	中学生	31人	79人 26.6%	+ 48人	+ 154.8%
	高校生	40人	31人 10.4%	- 9人	- 22.5%
	その他	192人	187人 63.0%	- 5人	- 2.6%
	計	266人	297人 100%	+ 32人	+ 11.7%

- ・ 県警のまとめた今年上半期の非行少年の補導状況は、県全体で344人増で対前年度上半期13.5%の増加となった。これは、全国平均3.3%の4.1倍の伸率です。とくに、中学生が約30%増と最も多く、完全に中学生が中心となっている。
- ・ 刑法犯の52%が万引で、その増加が、全体の増加へとになっている。また、校内暴力も75件217人が補導され、昨年一年間の81件276人に匹敵する増加である。そのうち90%以上が中学生によるものである。
- ・ 特別法犯の補導は11.7%増であり、シンナー等の乱用が全体の65%である。補導された中学生は79人（対前年度上半期の2.5倍）である。

### 教職員の教育的態度10項目

新教組北新支部（新発田・北越原）  
（委員長 高 森 勉）

- ① 子どもをなぐるのはやめよう
  - ② 言葉の暴力はやめよう
  - ③ 教務室での指導に注意をはらおう（正坐、たらいまわし指導）
  - ④ どの子にも声をかけよう
  - ⑤ 「家庭が悪いから」というより「あの子に学校は、私は、何ができそう」と考えよう
  - ⑥ 「それでも、あの子はこう変わってきた」という見方をしよう
  - ⑦ 「おまえはこれがとりえだぞ」といえるものをたくさん見つけ、子どもを励まそう
  - ⑧ そうじを子どもと一緒にやろう
  - ⑨ 小さいことでもほめる運動を広げよう
  - ⑩ 父母の呼び出しより、まず家庭訪問しよう
- （1983. 5. 20 支部大会決定）

#### 4 昭和57年度における校内暴力の発生状況(中学)

各都道府県教育委員会調査

	中学校	発 生					対 教 師 暴 力				生 徒 間 暴 力			器物損壊
		学校数	件 数	学校数	教師数	生徒数	件 数	学校数	生徒数	学校数				
1	北海道	68	37	23	46	101	72	51	390	9				
2	青 森	9	7	5	8	14	3	3	17	1				
3	岩 手	11	12	9	23	27	8	4	30	1				
4	宮 城	24	28	10	29	73	21	17	190	3				
5	秋 田	4	1	1	1	1	4	4	35					
6	山 形	6	4	4	4	5	3	2	23	2				
7	福 島	9	4	3	5	7	7	6	52					
8	茨 城	21	21	13	28	63	25	14	128	1				
9	栃 木	30	8	5	15	12	27	26	231	4				
10	群 馬	14	15	9	18	49	14	6	20	4				
11	埼 玉	59	55	32	67	94	57	45	629	10				
12	千 葉	15	12	9	23	76	12	12	149	3				
13	東 京	83	91	41	120	244	67	52	506	13				
14	神奈川	52	37	24	74	127	45	32	392	10				
15	新 潟	28	30	15	32	71	43	21	274	10				
16	富 山	5	9	4	7	8	19	3	33	1				
17	石 川	3	2	1	1	1	2	2	8					
18	福 井	2					4	2	15					
19	山 梨	2	1	1	1	4	1	1	10					
20	長 野	3					3	3	31					
21	岐 阜	16	16	13	19	18	18	11	77					
22	静 岡	51	28	18	39	56	82	42	421	12				
23	愛 知	61	29	27	44	70	38	35	286	9				
24	三 重	11	7	5	7	17	3	3	31	1				

	中学校	発 生					対 教 師 暴 力				生 徒 間 暴 力			器物損壊
		学校数	件 数	学校数	教師数	生徒数	件 数	学校数	生徒数	学校数				
25	滋 賀	45	138	28	153	175	147	39	581	30				
26	京 都	67	110	47	140	167	14	51	446	29				
27	大 阪	249	248	106	289	505	652	226	3,108	58				
28	兵 庫	86	147	46	169	262	214	59	922	42				
29	奈 良	36	96	24	106	162	119	33	444	25				
30	和歌山	9	4	3	3	5	8	7	34	2				
31	鳥 取	4	2	1	2	2	1	1	6	3				
32	島 根	8	1	1	1	12	16	8	95	2				
33	岡 山	26	44	21	59	81	25	11	81					
34	広 島	31	32	22	46	60	13	15	117	3				
35	山 口	6	4	4	4	4	2	2	15					
36	徳 島	4	3	3	3	4	2	1	4					
37	香 川	10	4	4	6	17	5	5	39	1				
38	愛 媛	3	3	3	4	4								
39	高 知	4	6	2	6	4	11	4	36					
40	福 岡	123	78	43	78	101	337	19	1,357	225				
41	佐 賀	10	3	3	5	24	5	5	57	2				
42	長 崎	13	5	3	5	6	11	10	73	1				
43	熊 本	13	4	3	3	7	12	9	76	7				
44	大 分	11	8	8	10	41	3	3	58					
45	宮 崎	2	1	1	1	1	1	1	6					
46	鹿 児 島	20	3	3	4	9	19	16	123	4				
47	沖 縄	21	6	6	7	14	45	17	362	29				
	全 国	1,388	1,404	657	1,715	2,810	2,340	1,028	12,088	557				



6 昭和56年度及び昭和57年度における出席停止等の状況

各都道府県教育委員会調査

		出席停止			自宅謹慎等		
		56	57	計	56	57	計
1	北海道	0	2	2	0	35	35
2	青森	0	0	0	1	8	9
3	岩手	0	4	4	0	0	0
4	宮城	0	0	0	2	2	4
5	秋田	0	0	0	0	0	0
6	山形	0	0	0	0	0	0
7	福島	0	0	0	0	0	0
8	茨城	0	0	0	0	0	0
9	栃木	1	0	1	0	8	8
10	群馬	0	0	0	0	0	0
11	埼玉	8	27	35	19	44	63
12	千葉	0	0	0	0	14	14
13	東京	0	0	0	4	21	25
14	神奈川	0	4	4	7	14	21
15	新潟	0	0	0	17	26	43
16	富山	0	0	0	0	0	0
17	石川	0	0	0	0	1	1
18	福井	0	0	0	0	4	4
19	山梨	0	4	4	0	0	0
20	長野	0	0	0	0	0	0
21	岐阜	0	0	0	4	5	9
22	静岡	0	3	3	3	73	81
23	愛知	0	0	0	0	31	31
24	三重	4	7	11	0	0	0

		出席停止			自宅謹慎等		
		56	57	計	56	57	計
25	滋賀	0	0	0	2	20	22
26	京都	0	1	1	0	7	7
27	大阪	0	0	0	13	43	56
28	兵庫	0	3	3	4	25	29
29	奈良	0	0	0	1	32	33
30	和歌山	28	5	33	0	0	0
31	鳥取	0	0	0	0	2	2
32	島根	0	0	0	0	3	3
33	岡山	0	0	0	0	3	3
34	広島	0	7	7	0	0	0
35	山口	0	2	2	3	14	17
36	徳島	0	1	1	0	1	1
37	香川	2	0	2	10	6	16
38	愛媛	0	0	0	0	1	1
39	高知	0	4	4	0	0	0
40	福岡	6	8	14	6	21	27
41	佐賀	0	0	0	0	1	1
42	長崎	3	1	4	0	0	0
43	熊本	0	8	8	0	2	2
44	大分	0	76	76	6	0	6
45	宮崎	1	1	2	0	0	0
46	鹿児島	0	0	0	0	0	0
47	沖縄	91	119	210	12	75	87
	計	144	287	431	114	547	661

## 7 新潟県の校内暴力事件の推移

区分 年次	総 数			中 学 生			高 校 生			50	100	150	200	250(人)
	件 数	補 導 員	被 害 者	件 数	補 導 員	被 害 者	件 数	補 導 員	被 害 者					
52	(1) 5	(1) 21	(1) 8	3	15	4	(1) 2	(1) 6	(1) 4					
53	(1) 53	(3) 73	(1) 64	(1) 2	(3) 16	(1) 2	51	57	62					
54	(1) 21	(2) 58	(1) 29	5	35	9	(1) 16	(2) 23	(1) 20					
55	(3) 52	(11) 234	(3) 160	(2) 14	(4) 114	(2) 47	(1) 38	(7) 120	(1) 113					
56	(12) 31	(47) 116	(19) 88	(12) 21	(17) 63	(19) 45	10	53	43					
57	(23) 81	(39) 276	(27) 107	(22) 76	(37) 238	(26) 98	(1) 5	(2) 38	(1) 9					

注：( )内は教師に対する事犯を内数で示す。

資料出所「県警察本部少年課」

- 78, 79ページの数字は都道府県教育委員会調査であり、上記のは県警少年課によるもので若干のくいちがいがみられる。例えば、昭和57年度対教師暴力発生件数が、中学生の場合県教育委員会調査で30件であるのに対して県警調査で22件もなっている。その他にもみられる。
- 中学生による校内暴力が、昭和56年21件から昭和57年には76件へと3.6倍の急増であり、今年度上半期だけでも75件に達している。  
また補導人員も、昭和56年63人から昭和57年には238人へと3.8倍になり、今年度上半期だけでも217人が補導されている。  
この状況をどうみたらいいのだろうか。
- 自宅謹慎等が昭和56年に17人（全国ワースト2位）昭和57年26人（全国ワースト8位）である。  
暴力・非行・問題行動に走った子どもたちの場合家庭崩壊も心配されている中で、安易な形で自宅謹慎が行なわれていなければいいかと願うものである。自宅謹慎の場合、共働き家庭ではどうしているのか。また、その期間中、子どもたちはどんな生活をおくっているのか。学校の指導はどうなっているのかなど明らかにしなければならない問題は数多くある。  
今年3月1日文部省は「自宅研修」「校外実習」を違法の疑いが濃いとする見解を発表し、調査を指示した。その内容が、前ページの資料である。

## 8 新潟県の性非行女子少年の状況

女子少年の性非行の動機（昭和57年）

動機別	字職別	学生・生徒			有 職 少年	無 職 少年	合 計	前 年	増 減 数	増 減 率 %
		中 学 生	高 校 生	そ の 他 の 学 生 ・ 生 徒						
総 数		28	70	4	17	35	154	171	▲17	▲ 9.9
小 計		15	20	1	7	16	59	72	▲13	▲ 18.1
自 ら	遊ぶ金が欲しくて		2		1		3	3		
興味(好奇心)から		3	7		2	11	23	35	▲12	▲ 34.3
セックスが好きで		6	2		1	1	10	11	▲ 1	▲ 9.1
生活苦等金に困って										
自 暴 自 棄		1					1			
特定の男が好きで		3	8	1	3	4	19	21	▲ 2	▲ 9.5
そ の 他		2	1				3	2	1	50.0
小 計		12	48	3	10	19	92	96	▲ 4	▲ 4.2
誘 わ れ て	遊ぶ金が欲しくて				1		1	8	▲ 7	▲ 87.5
興味(好奇心)から		12	48	2	8	16	86	64	22	34.4
頼まれて別の男と				1		1	2	2		
そ の 他					1	2	3	22	▲19	▲ 86.4
だまされて		1	2				3	2	1	50.0
おどされて										
そ の 他							1	1	▲ 100.0	

資料出所「県警察本部少年課」

女子少年の性非行は、近年中・高校生を中心にエスカレートしている。昨年、昭和56年より14人（9.9%）減少した。高校生が70人と全体の45.5%を占めているが昭和56年比で36人（34.0%）減少した。しかし、無職少年が16人（84.2%）、中学生が10人（55.6%）昭和56年比でそれぞれ大幅な増加を示している。

学校警察等連絡協議会の発足について（通知）

青本 第三十四号の二  
昭和五十三年九月二十八日

市 町 村 長 殿  
郡社会福祉事務所長 殿

新潟県青少年総合対策本部事務局長

民生部員 五十嵐 利彦

学校警察等連絡協議会の発足について（通知）

青少年の非行防止を図るためには、学校警察のみならず、非行防止に関連する関係機関相互の連絡及び情報交換が必要です。

このたび、このことについて新潟県青少年総合対策本部で協議した結果、別紙規約例により「○○地区小・中学校・警察等連絡協議会」と「○○通学区高等学校・警察等連絡協議会」が昭和五十三年十月一日から発足し、郡社会福祉事務所、市町村教育委員会及び少年補導センターが構成員としてこれに加わることにしたので、これが適正かつ円滑に運営されるよう御配慮願います。

別紙

○○地区小・中学校・警察等連絡協議会規約例

（目的）

第一 本会は、○○地区小・中学校・警察等連絡協議会といひ、相互の連絡と協力により、児童生徒の非行及び事故を防止して、その健全育成に資することを目的とする。

（推進事項）

第二 本会は、第一の目的を達成するため、主として次の事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 児童生徒の非行及び事故に係る情報の相互連絡に関すること。
- (2) 児童生徒の非行及び事故防止対策に関すること。
- (3) 社会環境の浄化に関すること。

(4) 街頭補導に関すること。

(5) その他第一の目的を達成するために必要と認められること。

（構成）

第三 本会は、○○警察署の管轄区域に所在する小学校・中学校、警察署、市町村教育委員会、郡社会福祉事務所及び少年補導センター（ルーム）で構成する。

（役員）

第四 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干人

2 役員は次に定めるところにより選任する。

(1) 会長は、小・中学校長から互選するものとし、副会長には警察署長をあてる。

(2) 幹事は、会長・副会長の合議により選任する。

この場合において、幹事のうち二人は、会長の属する学校の生活指導担当教員、警察署の防犯少年課長をあてるものとする。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会の運営を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、本会の運営を補佐し、事務を処理する。

4 役員は任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠役員は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第五 本会の会議は、所屬長会議及び担当者会議とする。

2 所屬長会議は構成機関の長、担当者会議は指導等の実務を担当する者で構成する。ただし、必要ある場合は関係者のみで構成することができる。

3 所屬長会議は基本的事項について、担当者会議は具体的な連絡協議を行う。

4 所屬長会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 担当者会議は、会長が招集し、その議長は互選できる。

（経費）

第六 本会に必要な経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

2 会費は年額とし、所屬長会議で決定する。

3 収支結果は、所屬長会議に報告しなければならない。

（事務局）

第七 本会の事務局は、会長校に置くものとする。  
(附 則)  
この規約は、昭和五十三年十月一日から実施する。

### 〇〇通学区高等学校・警察等連絡協議会規約例

#### (目 的)

第一 本会は、〇〇通学区高等学校・警察等連絡協議会といい、相互の連絡と協力により、生徒の非行及び事故を防止して、その健全育成に資することを目的とする。

#### (推 進 事 項)

第二 本会は、第一の目的を達成するため、主として次の事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 生徒の非行及び事故に係る情報の相互連絡に関すること。
- (2) 生徒の非行及び事故防止に関すること。
- (3) 社会環境の浄化に関すること。
- (4) 街頭補導に関すること。
- (5) その他第一の目的を達成するために必要と認められること。

#### (構 成)

第三 本会は、新潟県公立高等学校に関する規則第一表の普通科について定められている〇〇通学区に所在する高等学校(おおむね高等学校に相当する専修学校、各種学校等を含む)、警察署、郡社会福祉事務所及び少年補導センター(ルーム)で構成する。

#### (役 員)

第四 本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 1 人 |
| (3) 幹 事 | 若干人 |

2 役員は次に定めるところにより選任する。

- (1) 会長は、高等学校長から、副会長は警察署長から互選する。
- (2) 幹事は会長、副会長の合議により高等学校及び警察署の職員の中から選任する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の運営を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、事務を処理する。
- 4 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

#### (会 議)

第五 本会の会議は、所属長会議及び担当者会議とする。

2 所属長会議は構成機関の長、担当者会議は、実務を担当する者で構成する。ただし、必要ある場合は、関係者のみで構成することができる。

3 所属長会議は基本的事項について、担当者会議は具体的な連絡協議を行う。

4 所属長会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 担当者会議は、会長が招集し、その議長は互選できめる。

#### (経 費)

第六 本会に必要な経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

2 会費は年額とし、所属長会議で決定する。

3 収支結果は、所属長会議に報告しなければならない。

#### (事 務 局)

第七 本会の事務局は、会長校に置くものとする。

#### (附 則)

この規約は、昭和五十三年十月一日から実施する。

資料出所「青少年関係規程集 県青少年福祉課」

